

聴覚障がい部門

(第35号)

聴覚障がい部門と肢体不自由部門の研究の概要

本校は、旧宇和龔学校の校舎に聴覚障がい部門と肢体不自由部門を併設している。幼児児童生徒の多様な実態に対応するため、聴覚障がい部門では二つの教育課程、肢体不自由部門では三つの教育課程を編成し指導に当たっている。

【教育課程】

- 1 幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育課程（以下準ずる教育課程）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教育課程に自立活動を加えて、系統的な教科指導を行うが、学習の定着が当該学年に達していない児童生徒については、特別支援学校学習指導要領の「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の規定により、下学年の目標や内容に替え指導を行っている。

- 2 知的障がい特別支援学校の教育課程に代替する教育課程（以下知的代替）
知的障がい特別支援学校の教科別の指導及び各教科等を合わせた指導に自立活動を加え、児童生徒の障がいの状態に応じた指導計画により実施している。各教科等を合わせた指導の形態には、「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」がある。

- 3 自立活動を主とした教育課程（以下自活主）

肢体不自由部門のみの教育課程で、障がいの状態が重度・重複化している児童生徒を対象に、特別支援学校学習指導要領の「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の規定により、自立活動を主とした指導を行っている。指導の形態としては、「生活活動の指導」「遊び活動の指導」「課題活動の指導」「単元活動の指導」の四つの指導形態を設定している。

今回の研究に当たり、それぞれの部門において現在取り組んでいる授業実践と、特別支援学校のセンター的機能の具体的事例として、通級による指導・教育相談の取組をまとめた。

聴覚障がい部門は、行事等を合同で行う機会の多い幼稚部・小学部と中学部・高等部に分け、授業における言葉の獲得と言語力向上を中心に研究を進めた。開設して2年目となる肢体不自由部門は、在籍児童生徒一人一人の実態に合わせて教育課程ごとに行っている授業の実践内容をまとめた。また、部門ごとに自立活動の時間における指導、通級による指導、教育相談についても取組の概要をまとめた。

いずれの部門も単年度の研究ではなく、今回の課題を次年度からの教育活動に生かし、今後の専門性向上につなげるものである。